

令和5年度 北海道最低賃金改正等に関する要請

日 時：令和5年6月8日（木）10：00～30分程度
場 所：札幌第1合同庁舎 8階会議室

参加者：日本労働組合総連合会北海道連合会

- ・森下 和彦 連合北海道副会長（運輸労連）
- ・和田 英浩 連合北海道副事務局長
- ・山田 新吾 連合北海道組織労働局長
- ・永田 重人 連合北海道組織対策局長
- ・藤田 鉄平 UAゼンセン北海道支部常任
- ・山本 功 道季労札幌地区本部事務局長
- ・片桐 秀人 電機連合北海道地方協議会事務局長
- ・後藤 進 運輸労連書記長
- ・小野寺教文 連合北海道組織労働局次長
- ・勝又真由美 連合北海道組織労働局次長

参加者：北海道労働局

- ・高橋 靖 労働基準部長
- ・土谷啓二郎 労働基準部監督課 主任監察監督官
- ・牧野 雅彦 労働基準部賃金室 賃金室長
- ・杉山 陽一 労働基準部賃金室 賃金室長補佐
- ・工藤 真史 雇用環境・均等部企画課 課長補佐

【次 第】

- (1) 参加者紹介：本紙により省略
- (2) 森下副会長より要請書の提出
- (3) 森下副会長よりご挨拶
- (4) 山田組織労働局長より要請趣旨の説明
- (5) 北海道労働局各担当より要請に対するコメント
- (6) 意見交換
- (7) 終了

2023年6月8日

北海道労働局

局長 友藤智朗様

日本労働組合総連合会北海道連合会

会長 杉山元

日本労働組合総連合会北海道連合会

最低賃金対策委員会

委員長 森下和彦

2023年度北海道最低賃金改正等に関する要請書

わが国は、超少子高齢・人口減少という構造課題に直面する中、20年余に及ぶデフレ経済なども相まって、不安定雇用や格差が拡大してきました。加えてコロナ禍により、非正規雇用で働く者などへのセーフティネットの脆弱性が露呈しました。近時の物価上昇の影響は、最低賃金近傍で働く者の暮らしに大きな影響を及ぼしており、その処遇改善はまさに焦眉の課題です。最低賃金近傍で働く者の多くが非正規雇用で働く者であることに鑑みれば、最低賃金制度の果たすべき役割は一層重要性を増しており、今こそ十分な機能発揮が求められています。

2022年度改定の結果、全国加重平均961円となりました。当該水準では年間2,000時間働いても、所謂ワーキングプアと言われる年収200万円に満たず、北海道の最低賃金である920円は全国加重平均にすら届いておらず、セーフティネットとして機能しているとは言えません。また、地域間格差も大きな課題であり、北海道と最高額の東京都では152円の額差があり、一向に改善されません。地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかるることは明白です。

今、求められているのは、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」です。最低賃金を引上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の1つです。

北海道労働局におかれましては、最低賃金の実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 北海道最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引き上げ

地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した引き上げ額が決定されるよう、事務局として努力すること。

(2) 10月1日発効に向けたスケジュール設定

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。北海道地方最低賃金審議会への諮問、専門部会、運営小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効に最大限配慮すること。

(3) 地域間格差の是正

2023年度は「目安制度の在り方に関する全員協議会」において合意された3ランク制での審議会となり、ランク制度の変更には地域間における額差拡大を防ぐことも含まれている。地域間格差の縮小に向けた金額審議となるよう、最大限努力すること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

中小・零細規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と支援策の周知徹底について、北海道経済産業局や公正取引委員会事務総局北海道事務所と連携をはかること。

(2) 各種助成金の活用促進

助成金については、周知をはかるなどして、中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境整備および利用促進をはかること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

(1) 特定最低賃金の意義・目的の周知および意義・目的を踏まえた審議会運営

特定（産業別）最低賃金制度は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。特定（産業別）最低賃金の意義・目的を周知徹底するとともに、労使の自主性と役割を尊重し、その取り組みに対して支援すること。

4. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。また、最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、中央府省庁および地方自治体に対し、上申・指導を強化すること。

以上